

託送料金変更認可決定取消訴訟
第2回口頭弁論
意見陳述（スライド）

2021年4月19日
弁護士 小島延夫

被告の令和3年3月31日付け第1準備書面 (以下「被告第1準備書面」) について

2点問題点を指摘したい。

1 被告は、従来の発電・送配電・小売が全体として独占事業体によって営まれていたときの一般電気事業の「原価」と、電力自由化がされ、発電事業、送配電事業、小売事業が分離された場合の、一般送配電事業の「原価」が異なることが理解できていない。

2 「本件施行規則45条の21の2から同7までの一連の規定は、手続的事項を定めた執行命令である」との被告の主張は、明らかな誤り。

原価の意味について その1

歴史的経過

戦前 各地で、民間事業者が自由に営む。

戦時中 統制経済のもとで統合

戦後 9 電力に

9 電力は、それぞれ、発電・送配電・小売の事業の全てを営む、地域独占の事業体

総括原価方式で、電気事業にかかるすべてのコストが電気料金に反映され、回収

原価の意味について その2

電力自由化と公共インフラとしての送配電

その後、発電事業が自由化

2016年4月に、小売電気事業は完全自由化

電気事業者は、発電、送配電、小売りの3つの事業者に

小売電気事業と発電事業は、事業者間で競争することとなったが、一般送配電事業は、発電事業者から消費者へ電気を届ける、公共インフラとして、独占事業。

→ 公正かつ合理的に営まれなければならないものとされ、強い公的監督のもとにある（法18条3項など）。

原価の意味について その3 電力自由化の目的と送配電の料金

小売電気事業と発電事業の自由化の目的は、競争を通じて電気事業の効率化を図り、電気料金を下げていくこと。

被告も「電力選択の自由をすべての国民に保証し、小売分野における競争を通じて電気事業の効率化を図るため」（被告第1準備書面20頁）とする。

一般送配電事業は、公共インフラであるから、そこでの原価には、小売にかかるコストや発電にかかるコストは含まれず、一般送配電事業を営むために必要な費用に限定される。← 仮に一部の発電事業者の費用や一部の小売事業者のコストを負担するようなことになると、適正な競争が担保されないから。

原価の意味について その5

一般送配電事業を営むために必要な費用以外のものを託送料の「原価」に含ませることはできないのが大原則

→ 一般送配電事業を営むために必要な費用以外のものを託送料の「原価」に含ませることはできないというのが、電力自由化後は、それが大原則となった。

→ 法律で例外を特別に定めることは不可能ではない。

しかし、特別に徴収するものは、公共目的のために例外的に支払義務を課すものであるので、国会が定める法律、すなわち形式的意味での法律で定める必要がある。

また、その必要性・相当性などを十分に備える必要がある。

原価の意味について その6 被告の主張の誤り

被告第1準備書面における、被告の託送料の「原価」についての主張は、

電力自由化がされ、発電事業、送配電事業、小売事業が分離されたことによって、「原価」の意味が変化したことについての認識を欠くものであって、相当ではない。

原価の意味について その7 電源開発促進税について

被告が挙げる、電源開発促進税

電源開発促進税法（昭和49年法律第79号）第1条において「一般送配電事業者の販売電気には、この法律により、電源開発促進税を課する。」と明示的に規定されている。

その意味では、形式的意味での法律による明示的な規定が存在

→ 「原価」に含まれることには、形式的には問題がない。

原価の意味について その8 賠償負担金と廃炉円滑化負担金 法律の規定なし

賠償負担金と廃炉円滑化負担金を、一般送配電事業の「原価」
に含ませることを定める、形式的意味の法律の規定は存在して
いない。

→ 本件規則の賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を回収するべき
とする定めは、いずれも、新たに義務を課すものでありながら、
法律の委任に基づくものではない。→ 法4 1条に違反し、違憲

→ 本件省令による改正後の本件算定規則4条2項の規定は、委
任の範囲を超えるものであって、電気事業法および憲法4 1条
に違反し、違法違憲。

本件施行規則 4 5 条の 2 1 の 2 から同 7 までの一連の規定は、手続的事項を定めた執行命令であるとの被告の主張は明らかな誤りであること その 1

執行命令 権利義務を変動させず、手続的事項を定めるだけのもの。

本件施行規則 4 5 条の 2 1 の 2 から同 7 までの一連の規定は、権利義務を定めていないのか？

賠償負担金及び廃炉円滑化負担金について、電気事業法のどこかに規定があるか？ 電源開発促進税のように、別の法律でも規定されているのか？

執行命令であるというのには明らかな誤り その2

本件省令による改正後の本件規則45条の21の2第1項によって「一般送配電事業者は、接続供給の相手方（託送受給者）から、45条の21の3第1項に定める賠償負担金を、回収しなければならない」と規定された。

45条の21の3第1項が「賠償負担金」を定義。

45条の21の3第1項の定め以外に、「賠償負担金」は何かを規定する法令上の定めはなく、本件規則45条の21の2第1項の定め以外に、「賠償負担金」の回収義務を定めるものはない。

執行命令であるというのには明らかな誤り その3

本件省令による改正後の本件規則45条の21の5第1項によって「一般送配電事業者は、接続供給の相手方（託送受給者）から、45条の21の6第1項に定める廃炉円滑化負担金を、回収しなければならない」と規定された。

45条の21の6第1項が「廃炉円滑化負担金」を定義。

45条の21の6第1項の定め以外に、「廃炉円滑化負担金」は何かを規定する法令上の定めはなく、本件規則45条の21の5第1項の定め以外に、「廃炉円滑化負担金」の回収義務を定めるものはない。

執行命令であるというのには明らかな誤り その4

- これらの省令の定めなくして、そもそも「賠償負担金」も「廃炉円滑化負担金」の定義すら存在しない。
- まして、回収義務は発生しない。
- 被告は、「いかなる費用が「適正な原価」であるかといった細則の策定を経済産業大臣の専門的・技術的な裁量に委ねた」とも主張（被告第1準備書面の63頁など）。

原告は、このような裁量はないと考えるが、他方、被告のこの主張は、本件施行規則45条の21の2から同7までの一連の規定が、委任命令としての意味を有することを前提としない限り意味を持たないものであって、執行命令に過ぎないとする主張とは矛盾する。

執行命令であるというのには明らかな誤り その5

以上の通り、本件施行規則45条の21の2から同7までの一連の規定は、手続的事項を定めた執行命令であるとの被告の主張は明らかな誤りである。

この主張については、被告は、撤回をされたほうがいいのかではなかろうか。